

被災地支援活動助成金のご案内

稲沢市社会福祉協議会は

被災地で活動する

ボランティアを応援します

ボランティア必見

被災地での
災害ボランティア活動1日につき5千円を助成
最大3万円まで

被災地の復旧・復興には、ボランティアは欠かせない存在です。被災地が1日も早く元の状態に戻り、被災者の方がよりよい生活を送るためにも皆様のご支援が必要です。

稲沢市社会福祉協議会では、被災地支援を目的に現地の「災害ボランティアセンター」を通じて支援活動を行う市内在住・在勤者に対して、活動日数に応じて活動費を助成しますのでご活用ください。

【申請受付】 毎年4月から翌年3月まで

【助成金額】 活動1日につき 5,000 円

※年度内の助成金の上限額は3万円

※被災地におけるボランティア活動日から、原則30日以内に申請が必要です。



■対象(次に掲げる①～⑤の要件をすべて満たすかた)

- ① 18歳以上の稲沢市在住又は在勤のかた
- ② 稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンターに個人ボランティア登録をしていること
*未登録の方は申請前にご登録が必要です。登録手続きは窓口又はWEBでのご登録が可能です。
- ③ 被災地の社会福祉協議会が運営する『災害ボランティアセンター』の活動証明書を得られること
*被災地に行く前に、必ず現地の災害ボランティアセンターのボランティア受け入れ情報等をWEB等でご確認ください。
*社会福祉協議会、自治体、NPO団体などが実施するツアー型の被災地ボランティア活動（無料のボランティアバスや無料の宿泊場所を利用するもの等）は、本助成金の対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 活動先の被災地は、稲沢市役所から活動先となる市町村の庁舎所在地までの直線距離が片道30km以上離れた地域であること
- ⑤ 該当する災害が発生した日（発災日）から2年以内に実施する被災地支援活動であること

申請方法など詳細については裏面をご覧ください。

申請・問合せ先（受付時間は平日9:00～17:00）

本助成金には赤い羽根共同募金
配分金の一部を活用しています。

■社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会 本所

電話 0587-23-6713（稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所 東庁舎1階）

■稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンター

電話 0587-33-6400（稲沢市治郎丸白山町35-1 稲沢東老人福祉センター・東公民館内）



申請 Step ①

被災地の情報等を収集する

被災地では刻一刻と状況が変化し、それに伴って被災地支援に関するボランティア情報も変化していきます。地域によっては募集範囲が限定されている場合や事前登録制となっている場合もあります。被災地への支援活動を検討する際は、正しい情報を入手することを心がけてください。

●全国社会福祉協議会
被災地支援・災害ボランティア情報
<https://www.saigaivc.com/>



●稲沢市社会福祉協議会
<https://inazawa-shakyo.jp/>



Step ②

市民活動支援センター・ボランティアセンターにボランティア登録する（※未登録者のみ）

助成金を受けるには、稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンターへの個人ボランティア登録が必要です。登録手続きは窓口の他に、WEBでも登録ができます。

●個人ボランティア登録フォーム
<https://forms.gle/3ijSpfxH9PNMCFWD9>



Step ③

ボランティア活動保険に加入する（※未加入者のみ）

被災地での活動には、ボランティア活動保険（天災プラン）の加入が必須です。稲沢市社会福祉協議会（本所・西部支所・東部所）の窓口にてお手続きができます。

●ボランティア活動保険について（愛知県社会福祉協議会「福祉の保険」）
<https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/soumu/hoken.html>



Step ④

事前エントリーをする

助成金の申請には、事前エントリーが必要です。必要事項を入力の上、ご登録ください。

●被災地支援活動助成金 事前エントリーフォーム
<https://forms.gle/APNy7419Q7qQ9BMd6>



Step ⑤

現地でボランティア活動を行う

被災地でのボランティア活動では、皆さんが安全で健康な状態で活動し、活動を自己完結することが大切です。活動前は十分に睡眠をとり、また活動の際はケガだけでなく感染症にも注意が必要です。手洗いやアルコール等で手指消毒を徹底しましょう。体調が思わしくない時は、無理をせずに休みましょう。

Step ⑥

助成金申請書類の作成・提出を行う

「被災地支援活動助成金交付申請書」に必要事項を記入し、申請必要書類とともに社会福祉協議会本所又は稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンター窓口へ提出ください。窓口の開設時間内での提出が困難な方は郵送での提出も可能です。なお、社会福祉協議会西部支所での受付は行っておりません。

*申請書類の様式は、窓口又は稲沢市社会福祉協議会のWEBサイトで取得ができます。

■申請に必要な添付書類

- (1)申請者の身分証明書の写し（例：運転免許証）
- (2)社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが発行したボランティア活動証明書（原本）
※証明書で申請者の氏名、活動日、活動日数が確認できることが必要です。
- (3)在職証明書の原本又は社員証の写し ※(3)の書類は、市内在勤の申請者のみが提出する必要があります。

■申請期限

災害発生した日（発災日）から2年以内の活動であり、活動日から30日以内の申請が必要です。

■郵送する場合の送付先

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎1階 稲沢市社会福祉協議会 行

※郵送される場合は、郵便事故防止のため特殊郵便（特定記録または簡易書留）にて送付してください。

・申請書類の不備がある場合、不交付または不受理として返却させていただく場合があります。